

富山市滞在型・交流型観光ツアー助成金交付要綱

(目的)

第1条 富山市の観光・体験型ツアーの利用を目的とした県外からの滞在型・交流型観光ツアーに対し、ツアー費用を助成することにより、本市への滞在型観光客の誘致を促進する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の要件のすべてを満たすツアー（企画旅行の募集型・受注型企画旅行の別は問わない。）を主催する県内旅行事業者とする。

- (1) 県外からの参加者2名以上（添乗員等は除く）のツアーであること。
- (2) 別紙1の体験メニューを1つ以上組み入れたツアーであること。
- (3) 別紙2の富山市内の観光資源（産業観光施設を含む）から2つ以上、又は別紙2の観光資源と別紙3の飲食店の中から2つ以上組み入れたツアーであること。（飲食店を利用する場合は、一人1,000円以上の利用があること。）
ただし、体験メニューと観光資源は重複しないこと。
- (4) 富山市内のホテル、旅館等に宿泊する旅行者を対象としたツアーであること。
- (5) 4月1日から翌年3月15日までの間に催行されるツアーであること。（ツアーの出発、帰着日いずれもこの期間内であること。）なお、8月20日～9月3日の期間に催行されるツアーは除くものとする。
- (6) ツアーは当該年度に開発した新商品（税込3,000円以上）であること。
- (7) 富山県及び富山市の他の助成制度を併用したツアーでないこと。

(助成金交付額)

第3条 助成金の額は、参加人数（添乗員等は除く）に1,000円を乗じて得た額の合計とする。

2 前項の助成金の額は、1事業所（営業所・支店）あたり年間200,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行事業者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）とツアー印刷物又は企画書、行程表のいずれかを富山市観光協会長（以下「会長」）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

(ツアーの変更)

第6条 旅行事業者は前条の交付決定を受けたツアーの行程に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに富山市観光協会（以下「観光協会」という。）に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(ツアーの中止)

第7条 旅行事業者は前条の交付決定を受けたツアーが中止又は県外からの参加者が2名未満となった場合は、ツアー実施予定日までに観光協会へ報告しなくてはならない。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第8条 助成金の交付決定を受けた旅行事業者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第2号)と次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 請求書(様式第3号)
- (2) ツアー確定後の印刷物(チラシ等)又は行程表
- (3) 体験、立ち寄り、宿泊利用証明書(様式第4号)
- (4) 参加者名簿
- (5) 前4号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第9条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 会長は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消することができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付決定額が当該年度予算に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。